

参考 1. クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金 交付規程（戸建て住宅充電用コンセント）

クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金 交付規程
（戸建て住宅充電用コンセント）

制定 令和8年3月30日

（通則）

第1条 クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金（戸建て住宅充電用コンセント）（以下「補助金」という。）の交付等の事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付要綱（20260120財製第3号）（以下「交付要綱」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 この規程は、経済産業大臣が定めた交付要綱第24条第1項の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が、戸建て住宅への充電用コンセントの導入に要する経費の一部を助成する事業（以下「補助事業」という。）の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 「充電用コンセント」とは、電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいい、日本配線システム工業会規格「JWDS-0033 EV 充電用コンセント・差込プラグ」に適合したコンセントをいう。
- 二 「戸建て住宅」とは、個人が生活の本拠とする住宅のうち、共同住宅及び長屋以外の一戸の独立した住宅のことをいう。

（交付の対象及び補助率）

第4条 センターは、個人が行う戸建て住宅への充電用コンセント導入に要する経費のうち、補助金の交付の対象としてセンターが認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、センターが別に定める予算額の範囲内において、交付するものとする。この場合において、当該充電用コンセント導入に要する経費の消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まないものとする。

なお、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者は、本補助

金の交付対象としない。

- 2 前項の補助金の交付の対象となる充電用コンセントは、一定の仕様に基づき量産されるものであって、その製造事業者（当該製造事業者が海外法人である場合にあっては、当該製造事業者の委託を受けた輸入事業者とする。以下同じ。）からの申請により、あらかじめセンターが承認したものに限り。
- 3 補助対象経費の区分及び補助率は、別表1のとおりとする。
なお、補助対象経費及び補助率は、必要に応じて見直す。

（補助金交付上限額及び補助金交付額）

- 第5条 前条第1項の補助対象経費に係る一基当たりの補助金交付上限額は、別表1に定める。
- 2 センターは、充電用コンセントの型式ごとに前条第2項の承認を行い、これを公表する。
 - 3 補助金交付額の算定については、センターが別に定める。

（補助金の交付申請）

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、センターが別に指定する申請期間内までに、交付申請をしなければならない。
- 2 交付申請は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。
 - 一 一つの工事ごとに、行われていること。
 - 二 国の他の補助金と重複して交付申請していないこと。
 - 三 申請者が、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に該当していないこと。
 - 四 申請者は補助事業を遂行するための売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、以下の各列記事項に従うこと。
 - イ 補助事業を執行管理する業務における事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分を第三者に請負わせ、又は委託してはならない。
 - ロ 契約若しくは委託し、又は共同して実施しようとする相手方に対し、補助事業の適正な遂行のために必要な調査に協力を求めるための措置をとること。
 - ハ 契約（契約金額100万円未満のものを除く。）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約若しくは委託又は共同して実施する予定の相手方としないこと。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、センターの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができることとする。
 - ニ センターは、申請者が前列記事項の規定に違反していると認められるときは、必要な措置を求めることができるものとし、申請者はセンターから求めがあった場合は、その求めに応じること。
 - ホ 前各列記事項の規定は、契約若しくは委託又は共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、センターは必要な措置を求めることができるものとする。
 - 五 申請者は、充電用コンセントの所有者であり、かつ、当該充電用コンセントを設置する戸建て住宅の使用権限を有する者であること。
 - 六 申請者は、充電用コンセントを設置する土地の使用権限を有する者であること。

- 七 設置場所は、申請者の住民登録のある住所地の戸建て住宅に附随する駐車場であること。
- 八 設置する充電用コンセントは1基であること。
- 九 交付申請に係る充電用コンセントは、今後新規に購入される設備であり、中古品又は新古品ではないこと。またその発注は交付決定日以降であること。
- 十 充電用コンセントに係る工事の施工開始は交付決定日以降であること。
- 十一 補助対象経費の支払は交付決定日以降であること。ただし、前払い金等の一部の支払については交付決定日前でも可とする。
- 十二 前号の補助対象経費の支払方法は原則として金融機関振込とすることに同意していること。ただし、クレジットカード等による一括払いは可とし、他の取引との相殺払い、手形（電子手形を含む。）による支払及び裏書譲渡、ファクタリング（債権譲渡）による支払、割賦販売、ローン契約、個別クレジット契約を利用した支払等によるものは認めないものとする。
- 十三 充電用コンセントの設置及びその支払いが、第11条第1項に規定する実績の報告期限日までに完了すること。
- 十四 充電用コンセントの設置に関する情報について、国からセンターに情報提供の要請があった場合には、センターが情報提供することを了承すること。
- 十五 センターから求められた場合には、利用状況に関するデータ（利用頻度等）を提供し、当該データについて国への提供を行うことを了承すること。
- 十六 別表2に定める書類が添付されていること。

(交付の決定等)

- 第7条 センターは、前条第1項の規定による交付申請があったときは、当該申請書類等の確認を行い、次の各号により受付の可否を判断するものとする。
- 一 所定の申請及び添付書類並びにその記載内容が適正であるものについては受付を行い、申請の相違等、センターが適正でないとしたものは、受付を不可とするとともにその旨を申請者に通知するものとする。
 - 二 前号において、交付申請書類等にセンターが不備があると認めた場合は、センターが申請者に一定期間内に書類等の不備を是正するように指示し、受付を保留することができるものとする。
 - 三 前号にあっては、センターが指示する一定期間内を超えても不備の是正がされない場合は、第一号同様に受付を不可とし、その旨を申請者に通知するものとする。
 - 四 前各号の規定は、実績報告においても適用する。
 - 五 第6条第1項に規定するセンターが別に指定する申請期間内において、充電用コンセントの設置場所が同一施設に属する駐車場に複数の申請が行われている場合は、センターへ先に到着した交付申請を有効とし、その他の申請は受付不可とするとともにその旨を申請者に通知するものとする。
- 2 センターは、前項において受付となった交付申請について、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等（以下「交付審査等」という。）により、センターが別に定める予算額の範囲内において、補助金を交付すべきものと認めたときは、センターが別に定める期間内に交付の決定を行うものとする。ただし、センターが交付審査等を行うに当たり、確認等

に時間を要する又は申請内容が不適切として申請者に対してその旨の連絡を行ったものについては、この限りではない。

なお、交付審査等についてはセンターが別に定める。

- 3 センターは、前項の交付の決定を行ったときは、センターが定める様式による補助金交付決定通知書により速やかに申請者に通知するものとする。
- 4 前項の場合において、センターは、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。
- 5 センターは、第3項の交付決定通知に際して、必要な条件を付することができる。
- 6 第3項に基づき通知した交付決定通知書に記載された日を交付決定日とする。
- 7 申請者は、前項に規定する交付決定日以降に充電用コンセントの発注及び施工の開始をしなければならない。
- 8 申請者は、第2項の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部をセンターの承認を得ずに、第三者へ譲渡し、又は継承させてはならない。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第3項の規定による補助金交付決定通知を受ける前において、交付申請を取り下げることができる。交付申請の取下げをしようとするときは、センターに申告しなければならない。

- 2 申請者は、前条第3項の規定による補助金交付決定通知を受けた場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があることにより、当該通知のもととなった交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して7日以内にセンターへ申告しなければならない。
- 3 センターは、前二項の申告があった場合は、第6条第1項の交付申請又は前条第2項の交付の決定はなかったものとみなすことができる。

(計画変更の承認等)

第9条 申請者は、第7条第3項の補助金交付決定通知を受けた後に、当該通知のもととなった交付申請の内容を変更（全部又は一部の承継、中止又は廃止を含む。）しようとするときは、センターにあらかじめ計画変更の承認申請をし、計画変更承認通知書により承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、変更内容をセンターに申告し、その指示を受けることとする。

なお、軽微な変更についてはセンターが別に定める。

- 2 センターは、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況等報告)

第10条 申請者は、センターが必要と認めて要求したときは、充電用コンセントの設置工事の遂行状況等について、センターが定める様式による状況等報告書をセンターが要求する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 第7条第3項の補助金交付決定通知を受けた申請者は、充電用コンセントの設置工事が完了し、かつ、当該充電用コンセントと設置工事に係る補助対象経費全額の支払いが完了したとき（第9条第1項の規定に基づき中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、センターが別に定める実績の報告期限日までに、実績報告をセンターにしなければならない。
- 2 前項の場合において、やむを得ない理由によりその報告が遅延する場合には、あらかじめセンターの指示を受けなければならない。
 - 3 第1項の実績報告に必要な添付書類は別表2に定める。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 センターは、充電用コンセントの設置に係る前条第1項の実績報告の提出があった場合は、第7条第1項第一号から第三号の規定により受付の可否等を判断するものとする。
- 2 前項において受付となった実績報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をしたときには、その承認された内容）及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定する。
 - 3 センターは前二項において前条第1項の実績報告が交付の申請要件を満たしていないことが判明したときは、必要に応じて、申請内容や工事内容について改善等を指示することができる。
 - 4 センターは、第2項の補助金の額を確定したときは、センターが定める様式による補助金の額の確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた申請者へ通知するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 センターは、交付要綱第17条に基づく経済産業大臣からの補助金の支払があったときは、前条の規定により確定した交付すべき補助金を遅滞なく申請者に支払うものとする。
- 2 前項の申請者への補助金の支払いは、申請者が実績報告において申告する補助金の支払先に対する振り込みにより行われるものとする。
 - 3 前項に申告される補助金の支払先は申請者名義に限るものとする。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 センターは、第9条第1項の規定による計画変更等の申請があった場合又は第7条第3項の交付決定通知を受けた申請者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第2項の規定による交付の決定の全部又は一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 一 法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づくセンターの処分若しくは指示に違反した場合。
 - 二 交付決定通知のもととなった交付申請（第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容と異なる使用等をした場合。
 - 三 交付の決定後に交付の申請要件を満たさないことが判明した場合。
 - 四 不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合。

五 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、交付決定通知のもととなった交付申請（第9条の計画変更の承認等を受けた場合は承認後のもの）の内容の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

六 申請者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

- 2 前項の規定は、第12条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。
- 3 センターは、第1項に基づき交付決定を取消したときには、センターが定める様式の補助金交付決定取消通知書により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 4 センターは、第1項に基づき交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式の補助金返還命令書により、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。
- 5 センターは、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第五号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を申請者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。
- 6 第4項の補助金の返還の命令を受けた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 7 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、センターは未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付させることができる。

（取得財産の管理等）

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した充電用コンセント（以下「取得財産」という。）については、設置完了後においても、継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、取得財産については、センターが別に定める期間保有しなければならない。
- 3 前項の取得財産の保有を義務付けられる期間（以下「保有義務期間」という。）内にセンターが保有義務違反と認めるときは、センターは、前条第1項及び第2項に基づき交付決定を取消し、同条第4項に規定される補助金返還命令書により、補助金の全部又は一部の返還を命じることができるとする。

なお、前項の規定により定められた期間内において、あらかじめセンターが定める様式による財産処分承認申請書を提出し、センターがこの申請を適正と認めるときは、その限りではない。

- 4 センターは前項の申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、センターが定める様式による財産処分承認通知書により通知するものとする。
- 5 補助金の交付を受けた者は、取得財産について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。センターは補助金の交付を受けた者に対し必要に応じ取得財産等管理台帳・取得財産等明細表の開示を求めることができる。
- 6 センターは、本規程に準じたクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金管理規程（戸建て住宅充電用コンセント）を別表3に定め、補助金の交付

を受けた者に通知し、取得財産の適正な管理を促し、また、補助金の交付を受けた者はこれを遵守するものとする。

- 7 センターは、補助金の交付を受けた者が取得財産を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部をセンターに納付させることができる。

(財産処分の制限等)

第16条 処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産とする。

- 2 取得財産の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、センターが別に定める。
- 3 前項の規定により定められた期間内において、補助金の交付を受けた者が処分を制限された取得財産を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書を提出し、センターはこの申請を適正と認めるときは、当該申請に係る処分の内容について承認し、財産処分承認通知書により通知するものとする。
- 4 センターが取得財産の処分を承認する場合においても、取得財産の処分の目的、事由によっては、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、別表4に掲げるものにあつては、適用しない。また、センターの承認を得ずに、取得財産の処分を行ったことが判明した場合、センターは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
- 5 前項による補助金の返還を求められた者は、返還期限までに補助金の返還を行わなければならない。
- 6 前項の返還の期限は、当該命令の通知日から20日以内とし、期限内に指示をした全額の返還がない場合は、センターは、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利3%の割合で計算した延滞金をセンターに納付させることができる。
- 7 前条第7項の規定は、第3項の承認をする場合において準用する。
- 8 第6項の規定は、前条第7項及び前項による収入を納付させる場合において準用する。
- 9 センターは、第14条第4項、前条第7項又は本条第4項において、補助金の返還等を求めた者及びそれに準ずる者から新しい申請があつた場合は、当該補助金の返納が完了したことを確認するまで、新しい申請の補助金の交付を拒否することができる。

(手続代行者)

第17条 申請者は、第6条に規定する交付申請及び第11条に規定する実績報告に係る業務等の手続きの一部の代行について、第三者（以下「手続代行者」という。）に依頼することができるものとする。ただし、センターが認めた場合を除き、手続代行者は工事施工会社に限る。

- 2 手続代行者は、申請者の指示に従い依頼された手続きを誠意をもって実施しなければならない。また、本手続の代行を通じて申請書に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。
- 3 センターは、手続代行者による不正行為等を認めた場合は、第14条に基づき交付決定を取

消し、既に補助金が交付されているときは、センターが定める様式による補助金返還命令書により、期限を付して申請者へ当該補助金の返還を命ずることができるものとする。

- 4 手続代行者が申請の不備を解消できず、補助金交付に至らない場合、申請者と手続代行者間で調整を行うことし、申請者はセンターに対して不服を申し立てることはできない。

(充電用コンセント設置事業の経理等)

第18条 補助金の交付を受けた者は、原則として本補助金の交付を受けて実施した充電用コンセントの設置事業（以下「充電用コンセント設置事業」という。）に関する経理についての帳簿を備え、充電用コンセント設置事業以外の経理と区分した上、充電用コンセント設置事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の支出額について、その内容を証する書類を整理して、前項の帳簿とともに充電用コンセント等設置事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、センターの要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

(センターによる調査)

第19条 センターは、補助金の交付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、第4条第2項の承認を受けた充電用コンセントの製造事業者、申請者（補助金の交付を受けた後を含む。）及び手続代行者（以下「申請者等」という。）に対して所要の調査等を行うことができる。

- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内において調査等を行う場合は、これに協力しなければならない。

(センターによるデータ等の提供要請と協力要請)

第20条 センターは、国の施策に基づき、必要な範囲において申請者等に対して電気自動車等及び充電インフラの普及に資するデータ等の提供を要請することができる。

- 2 申請者等は、センターが必要な範囲内においてデータ等の提供を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(予算の執行に関する措置)

第21条 センターは、第6条第1項の規定に基づく交付申請の額の累計が、センターが別に定める予算額を超える又は満たないおそれがあると認めるときは、予算の消化状況を経済産業省へ報告し、政策的観点を考慮した指導のもと、交付の申請期間を見直すことができるものとする。

なお、この場合には、あらかじめセンターのホームページ等で周知するものとする。

- 2 前項の交付の申請期間の見直しに関する必要事項は、センターが別に定める。

(補助金の返還)

第22条 センターは、事業終了後において、補助金の交付を受けた者から補助金の返還があった場合には、速やかに経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の指示に従うものとする。

(個人情報保護等)

第23条 センター及びその職員は、本事業を通じ申請者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

2 センター及びその職員は、本事業の実施にあたって第4条第2項の承認を受けた充電用コンセントの製造事業者から提供を受けた一切の秘密情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、国以外の第三者に漏洩し又は交付要綱第2条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

3 センターは、本事業の実施にあたって提供された個人情報及び秘密情報については、交付要綱第22条第3項における保存期間が経過した際には経済産業大臣へ報告し、その指示に従わなければならない。

(不正行為等の公表等)

第24条 センターは、申請者等及び工事施工会社が虚偽及び不正行為等により補助金の申請手続き等を行った場合、次の各号の措置を講ずることができるものとする。

一 センターが行う補助事業等の新しい申請の全部又は一部について、一定期間受付を拒否すること。

二 申請者等及び工事施工会社等の名称及び不正の内容を公表すること。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について交付申請前に確認しなければならない。交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

なお、申請者が暴力団である又は暴力団との付き合いがあると疑われる場合には、センターは本事業を通じ申請者に関して得た情報を国に提供することができる。

(その他必要な事項)

第26条 この交付規程に定めるもののほか、この交付規程の施行に関し必要な事項は、センターが別に定める。

2 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、経済産業大臣から補助事業の手續等について見直しを求められた場合には、この交付規程及び前項に規定する施行に関し必要な事項について、所要の見直しを図るものとする。

3 センターは、交付要綱第2条に規定する交付の目的を達成するために、充電用コンセントの新技術の動向調査、クリーンエネルギー自動車等の普及に向けた調査等を行うことができる。

(附 則)

この交付規程は、令和8年3月30日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表1) 補助対象経費の区分、補助率及び交付上限額

補助対象経費の区分	補助率	補助金交付上限額
設備の購入費	定額 (1 / 1 以内) (注1)	50 千円
設置工事費		

注1. 定額については、設置工事の内容ごとにセンターが別に定める。

(別表2) 申請に必要な添付書類

<p>●交付申請時</p> <ol style="list-style-type: none"> 申請者を確認する書類 <ol style="list-style-type: none"> ①住民登録のある住所地が確認できる本人確認書類 (免許証 (写し)、住民票 (写し) 等) 充電用コンセント本体を確認する書類 <ol style="list-style-type: none"> ①充電用コンセント購入費の見積書 (写し) メーカー名、型式、購入価格 (予定価格)、購入費の支払条件が明記されているもの 充電用コンセント設置工事を確認する書類 <ol style="list-style-type: none"> ①充電用コンセント設置工事に係る見積書 (写し) ②工事着工前の要部写真 その他センターが定めるもの <p>●実績報告時</p> <ol style="list-style-type: none"> 充電用コンセント購入・設置完了報告書 充電用コンセント及び設置工事代金の支払い等を確認する書類 <ol style="list-style-type: none"> ①充電用コンセント及び設置工事の代金の支払い証憑 (写し) (注2) ②充電用コンセントのメーカーが発行する保証書又はメーカーが認めた第三者の発行する保証書 (ただし、この場合、保証書のフォームはメーカーが定めたもので、第三者の発行をメーカーが管理できる場合に限る。) ③充電用コンセント設置中及び完了後の要部写真 その他センターが定めるもの

注2. 申請者宛ての領収証 (購入者が受領したもの) が金融機関振込み等で無いものについては、金融機関発行の振込証明書 (振込金明細書、受取書等) (写し)

(別表3) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金管理規程 (戸建て住宅充電用コンセント)

<p>クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金管理規程 (戸建て住宅充電用コンセント)</p> <ol style="list-style-type: none"> 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて取得した取得財産について、補助事業の完了後においても、法令を遵守し継続的に善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って使用しなければならない。
--

2. 補助金の交付を受けた者は、取得財産について、センターの定める様式の取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を備え、管理しなければならない。また、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表は、センターが開示を求めた場合は、開示しなければならない。

3. 補助金の交付を受けた者は、センターが別に定める期間（注）内において取得財産を保有し、処分を制限された取得財産を処分（補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄又は担保に供すること）してはならない。

4. 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により定められた期間内において、取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。また、前項の規定に該当しない処分及び処分を制限されていない取得財産の処分をしようとするときは、取得財産等届出書をセンターに提出しなければならない。

センターが取得財産の処分を承認する場合においても、取得財産の処分の目的、事由によっては、期限を付して補助金の全部又は一部の返納を求める場合がある。また、センターの承認を得ずに、取得財産の処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全部又は一部の返還を求める場合がある。

（注）センターが別に定める期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金交付規程（戸建て住宅充電用コンセント）第15条第2項及び16条第2項に基づく、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金業務実施細則（戸建て住宅充電用コンセント）に定められた期間とする。

（別表4）承認を受けて行われる処分のうち、センターが特に認めるもの

次に掲げる処分（譲渡の場合にあっては、譲受人が取得財産を処分制限期間中に新たな財産処分を行う場合は、あらかじめ財産処分に係るセンターの承認を譲受人自身が得ることについて合意がある場合に限る。）

1. 戸建て住宅の譲渡と併せて行われる当該充電用コンセントの譲渡。
2. その他センターが充電用コンセントの普及促進に特に必要と認める処分。